

無料施術サービス（商品）付契約ガイドライン

～ 適切な契約・解約手続きを行うために ～

本ガイドラインの主なポイント

- 実質的に同一の無料施術サービス(商品)を付加する場合、付加分は景品表示法に則り、取引通念上妥当と認められる範囲内とする
- 異なる無料施術サービス(商品)を付加する場合、付加分は契約金額の 20%を上限とする

無料施術サービス（商品）の考え方

- 実質的に同一の無料施術サービス(商品)を付加し契約する場合、その付加分は割引（値引き）といえる付加分は景品表示法に則り、取引通念上妥当と認められる範囲内でなければならない。
- 異なる無料施術サービス(商品)を付加する場合、景品規制（総付景品規制）に該当する総付景品（通常価格・税込）は、契約金額の 20%以内でなければならない。

無料施術サービス（商品）付契約を締結・解約する際に事業者が行うこと

1. 実質的に同一の無料施術サービス(商品)を付加する場合は、景品表示法に則り、取引通念上妥当と認められる範囲内とすること。
2. 異なる施術サービス(商品)を付加する場合は、付加分は契約金額の 20%を上限とすること。
3. 契約締結の際は、付加する無料施術サービスの提供時期や条件（例えば「無料施術サービスは、契約施術サービスの提供が全て終了してから行います」など）を説明し、お客様が理解・合意した上で契約書面を作成し交付すること。

※付加する無料施術サービスを解約時の精算対象外とする場合は、「但し、無料施術サービスは本施術●●コース●●回終了後履行するものとし、解約精算対象外となります」などの特記事項を契約書面に必ず明記しておくこと

4. 無料施術サービス(商品)付契約を中途解約する際に、付加する無料施術サービスを解約時に精算対象外とする契約書面交付（※参照）を行った場合は、その内容に則り精算を行う。

但し、お客様が契約時にその契約内容を十分認識していなかったと思われる場合は、施術契約額を総回数で割った金額を単価とし用いて精算を行うなど、お客様と適切に合意を取得できるよう柔軟な対応を行うこと。

